

## 奈良県告示第百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成二十一年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 名称及び所在地

#### 1 南都カードサービス株式会社

奈良市西大寺東町二丁目一番五六号

#### 2 南都デューシーカード株式会社

奈良市西大寺東町二丁目一番五六号

### 二 納付させる歳入

クレジットカードを利用して納付する奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例（昭和四十七年三月奈良県条例第二十八号）第二条及び別表に規定する使用料及び手数料のうち奈良県立奈良病院に係るもの

### 三 納付事務の取扱開始日

平成二十一年七月一日